

岩手県告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営中居地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成22年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
花巻市大迫町外川目第27地割	59番1	田	田	1,134	29
〃	65番1	〃	〃	658	12
〃	90番1	〃	〃	1,832	66
〃	166番	〃	〃	824	46
〃	186番	〃	〃	528	88
〃	187番	〃	〃	1,168	49
〃	198番1	〃	〃	1,185	16
〃	209番	〃	〃	357	29
〃	243番1	〃	〃	764	78
〃	306番3	〃	〃	1,495	56
〃	325番	〃	〃	346	14
〃	358番	〃	〃	752	17
〃	411番	〃	〃	661	58
〃	422番	〃	〃	308	37
〃	448番	〃	〃	1,080	70
〃	487番	〃	〃	641	62
花巻市大迫町外川目第28地割	29番1	〃	〃	605	23
〃	128番8	〃	〃	1,000	73
花巻市大迫町外川目第29地割	2番	〃	〃	662	11.17
〃	92番6	〃	〃	340	65
〃	108番1	〃	〃	2,119	39